

北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会規程（令和2年4月1日規程第14号）  
（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学大学内部質保証規則（令和6年規程第31号）第7条第4項の規定に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 内部質保証に関する方針、体制、手続き等の仕組み（内部質保証システム）に関すること。
- (2) 長期的な将来構想の策定及び評価の統括に関すること
- (3) 中期計画の策定及び評価の統括に関すること。
- (4) 教育研究等に係る自己点検・評価の統括に関すること（教学マネジメントに関することを含む）。
- (5) 大学機関別認証評価の統括に関すること。
- (6) その他内部質保証の推進に関すること（病院機能評価に関することを除く。）。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 医学部長
- (4) 保健医療学部長
- (5) 附属病院長
- (6) 財務担当理事
- (7) 医療人育成センター長
- (8) 医療人育成センター入試・高大連携部門長
- (9) 学生部長
- (10) 国際交流部長
- (11) 附属総合情報センター長
- (12) 附属産学・地域連携センター長
- (13) 事務局長
- (14) その他理事長が必要と認めた者 若干名

（委員長）

第4条 委員会には、委員会を統括する委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会が認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第6条 委員会に、第2条第2号から第5号に掲げる全学評価に関する事項について検討するため、別表に掲げる専門部会を置く。

2 委員会には、前項に定める専門部会のほか、第2条第6号に掲げる分野別評価に関する事項について検討するため、必要に応じその他の専門部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、事務局経営企画課において処理する。

- 2 前条第1項に規定する専門部会の庶務は、別表に定める事務局各課において処理する。
- 3 前条第2項に規定する専門部会の庶務は、別に定める組織において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 札幌医科大学自己点検評価委員会規程（平成19年規程第79号）
  - (2) 北海道公立大学法人札幌医科大学中期計画等推進委員会規程（平成25年規程第20号）
- 3 札幌医科大学医学教育分野別評価委員会規程（平成30年規程第43号）の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 札幌医科大学医学部医学科における教育の質的向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下「JACME」という。）が定める医学教育分野別評価基準に基づき、教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行うことを目的として、<u>北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会規程（令和 年規程第 号）第6条第2項の規定に基づく専門部会として</u>、札幌医科大学医学教育分野別評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条～第7条（現行と同じ。）</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 札幌医科大学医学部医学科における教育の質的向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下「JACME」という。）が定める医学教育分野別評価基準に基づき、教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行うことを目的として、札幌医科大学医学教育分野別評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条～第7条（略）</p>

附 則（令和2年12月18日規程第81号）

- 1 この規程は、令和2年12月18日から施行する。

附 則（令和4年4月25日規程第27号）

この規程は、令和4年4月25日から施行する。

附 則（令和5年6月28日規程第49号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規程第34号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
(札幌医科大学保健医療学部内部質保証推進会議規程の廃止)
- 2 札幌医科大学保健医療学部内部質保証推進会議規程（令和2年規程第67号）は、廃止する。

別表（第6条関係）

専門部会名	主な所掌事項	部会員	
		教員（役職）等	事務局
総括部会 事務局： 経営企画課	・中期計画の策定に関すること （社会貢献、国際交流、業務運営、自己点検・評価及び情報の提供、その他の業務運営に関する項目） ・総括部会、教育・研究部会、附属病院部会及び財務部会の全体調整に関すること	・理事長（部会長） ・副理事長（副部会長） ・医学部長 ・保健医療学部長 ・附属病院長 ・財務担当理事 ・国際交流部長 ・附属総合情報センター長 ・附属産学・地域連携センター長	・事務局長 ・事務局次長 ・附属病院事務長 ・総務課長 ・管財課長 ・施設移転室長 ・経営企画課長 ・研究支援課長 ・総務課情報推進室副室長
教育・研究部会 事務局： 学務課	・中期計画の策定に関すること （教育・研究に関する項目の検討）	・医学部長（部会長） ・保健医療学部長（副部会長） ・医療人育成センター長 ・医学部副学部長（教務、研究） ・保健医療学部副学部長（教務、研究） ・医療人育成センター副センター長 ・医療人育成センター入試・高大連携部門長 ・医療人育成センター教育開発研究部門長 ・医療人育成センター統合IR部門長 ・学生部長 ・附属病院副院長(教育・研修担当) ・附属産学・地域連携センター長	・総務課長 ・経営企画課長 ・学務課長 ・研究支援課長 ・総務課情報推進室副室長
附属病院部会 事務局： 病院課	・中期計画の策定に関すること （附属病院に関する項目の検討）	・附属病院長（部会長） ・副病院長（経営担当）（副部会長） ・医事経営管理部長 ・医療連携福祉センター長 ・附属病院副院長(教育・研修担当) ・附属病院副院長(診療担当) ・看護部長 ・保健医療学部長	・附属病院事務長 ・経営企画課長 ・病院課長 ・医事経営課長 ・医療連携福祉センター副センター長
財務部会 事務局： 経営企画課 財務室	・中期計画の策定に関すること （財務内容に関する項目の検討） ・中期計画構成事業の予算面の検討に関すること ・運営費交付金の検討に関すること	・財務担当理事（部会長） ・事務局長（副部会長） ・医事経営管理部長 ・附属産学・地域連携センター長	・総務課長 ・管財課長 ・施設移転室長 ・経営企画課長(兼財務室長) ・学務課長 ・病院課長 ・医事経営課長 ・研究支援課長

<p>法人評価部 会</p> <p>事務局： 経営企画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的な将来構想の策定及び評価に関すること</li> <li>・中期計画の評価に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副理事長（部会長）</li> <li>・医学部長（副部会長）</li> <li>・保健医療学部長（副部会長）</li> <li>・附属病院長（副部会長）</li> <li>・医学部副学部長（教務、研究）</li> <li>・保健医療学部副学部長（教務、研究）</li> <li>・医療人育成センター副センター長</li> <li>・附属病院副院長（教育・研修、診療）</li> <li>・医療人育成センター入試・高大連携部門長</li> <li>・医療人育成センター教育開発研究部門長</li> <li>・医療人育成センター統合IR部門長</li> <li>・学生部長</li> <li>・国際交流部長</li> <li>・附属総合情報センター長</li> <li>・附属産学・地域連携センター長</li> <li>・その他部会長が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長</li> <li>・事務局次長</li> <li>・附属病院事務長</li> </ul>
<p>認証評価部 会</p> <p>事務局： 経営企画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究等に係る自己点検・評価に関すること（教学マネジメントに関することを含む）</li> <li>・大学機関別認証評価に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学部長（部会長）</li> <li>・保健医療学部長（副部会長）</li> <li>・医療人育成センター長</li> <li>・医療人育成センター入試・高大連携部門長</li> <li>・医療人育成センター教育開発研究部門長（副部会長）</li> <li>・医療人育成センター統合IR部門長</li> <li>・その他部会長が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営企画課長</li> <li>・学務課長</li> </ul>